

記 録

令 和 3 年 5 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年6月1日 (火)

令和3年5月農業委員会定例総会議事録

令和3年5月農業委員会定例総会を令和3年6月1日（火）午後3時から
日向市役所 議員会議室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（15名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（1名）

25番 直野廣義

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

4番 11番

日程第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第33号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第34号 非農地証明願いについて

議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第25号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第26号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

4 番 印

1 1 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 5 月定例総会を開会します。

なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言をお願いします。議事録作成に支障を来しますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 4 番委員、11 番委員を指名します。よろしくをお願いします。

次に、日程第 2、議案審議に入ります。

まず、議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。お疲れさまです。今月も、コロナウイルス感染拡大のために時間を短くして総会を行うために、事前に送りました総会資料で分かるところは説明を端折って説明いたします。よろしくをお願いします。

では、議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」。お手元の資料の 2 ページからをご覧ください。

受付番号の 25。申請地は、日向市美々津町です。地目が畑、地積が 2,677 ㎡。今回、譲渡人は高齢でもあり、農地を耕作できないということで譲受人にご相談されたそうです。譲受人は、現在、日向市で農業生産法人を運営されて、主に施設野菜等を作られております。今回、譲受人が農地を買うということで契約がまとまりましたので、今回の申請となりました。売買による所有権移転となります。

続きまして、26 番。申請地が日向市大字富高。地目が畑、地積が 148 ㎡。畑の合計が 7 筆で 846 ㎡です。譲渡人が、高齢になりまして、持っている農地も耕作できないということで譲受人にご相談されていたみたいです。譲受人から農地を買ってもいいということで、売買による所有権移転ということで契約がまとまりました。譲受理由は、規模の拡大と相手方の要望ということです。

続きまして、番号 27 番。申請地が日向市大字塩見。地目が田、面積が 255 ㎡です。田の合計が 7 筆の 1,352 ㎡、畑が 3 筆の 134.41 ㎡です。

今回の取引については贈与となっております。譲渡人と譲受人はご親族ということなんですが、譲受人が塩見にある農地が耕作できませんということで、いろいろ親戚にも当たったりしていたんですけども、皆さん農地が要らないということで、譲受人だけがもらってもいいよということで今回話がまとまったので申請となりました。譲受人につきましては、日向市で専業農家をされている方でございます。

以上、3 件、全て農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく申請でございまして、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しておりません。

皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号 26 担当の 7 番委員及び 9 番委員から補足があれば、推進委員の意見もつけて説明をお願いします。

7番委員 7番委員です。
先日、会長はじめ4人の委員で現地確認してきました。今後の地区の発展も考えてということで、何も問題ないということで話がまとまりました。
以上です。

議長 ありがとうございます。

9番委員 9番委員です。
その27番の案件なんですけれども、ここは車も何もかも行かないような土地で、譲受人が耕作してくれるということで、もう誰も耕作しなくて荒れるばかりよいかはいいと思いました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
申し訳ありません。番号26と27は同じ7番委員と9番委員になっておりますので、両方、26、27、説明を受けたということでよろしいですかね。
ありがとうございました。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ほかにないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。
まず、受付番号9の案件についてご説明します。
申請地は、日向市大字塩見で2筆。地目は田、地積は合計428㎡です。譲受人は、譲渡人の親戚にあたり、今回売買での所有権移転を受けることとなり、申請に及んだものです。排水については、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流します。申請地は、周辺の農地の状況から、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当するものと考えられますが、集落に接続して転用されるため、第1種農地の不許可の例外規定に該当します。

農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号10の案件について説明します。

申請地は塩見で、地目は田、地積は578㎡です。譲受人は建設土木業を営む法人です。譲受人が市からの公共事業の発注を受け、現場事務所を一時的に設置するために申請されたものです。くみ取式の仮設トイレ以外、水回り等は設置しないので、取水や排水はありません。そのため、汚水や排水は出ません。申請地は農業振興地域農用地区域に該当する農地ですが、一時的に転用されるため、農用地区域の不許可の例外規定に該当します。

農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響は

記 録

- 事務局 | ないものと考えられます。
続きまして、受付番号 11 の案件について説明します。
申請地は日向市美々津町、地目は畑、地積は 638 m²です。譲受人が、農地法上の申請が必要と知らず、所有者の許可を受けて駐車場として整地を行っていましたが、今回申請を行い、農地法上の許可を受けた後に資材置場として転用するものです。敷地は全て砂利を敷き、雨水は地下浸透し、取水や排水はありません。そのため、汚水や排水は出ません。周辺の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第 2 種農地に該当するものと考えられます。
農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。
以上 3 件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 7 番委員 | 7 番委員です。
9 番の案件について、先ほど説明があったように、1 番上の番地については住宅用を建てる土地には必要ないということで、これを見送るということになりました。担当委員と一緒にいろいろ話を聞いて、問題ないというふうに思いました。
以上です。
- 議長 | 推進委員の意見もつけて説明をお願いします。
- 2 番委員 | 26 日の立会いはちょっと自分行けなかったんですが、20 番委員に話を聞きまして、またその後現地を確認いたしました。一時的な使用ということで、問題ありません。
- 議長 | ありがとうございます。
- 13 番委員 | 13 番委員。
現地調査を 23 番委員とともに行いましたが、追認申請ですが、本人も十分反省しております、別に問題ないと思います。
- 議長 | ありがとうございます。
失礼しました。今、マイクのスイッチを入れるのを忘れておりまして、推進委員の補足説明はなかったでしょうか。
- 13 番委員 | 問題ないということです。
- 議長 | ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。

記 録

- 議長 それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について」。
12ページをご覧ください。
お手元の資料に、11番、12番、13番と案件が上がっております。利用権の設定を受ける者が一人で全て借りるということで申請が上がっています。全て利用権設定で借りる件で、設定する始期・終期は令和3年6月1日から令和8年5月31日までということで、5年間ということになっています。主に千切り大根を栽培していくそうです。
ほかの12番、13番も同じ内容でございます。こちらは、去年の7月、8月にかけて次期作支援交付金という交付金の関係で大量に利用権設定した契約の更新となります。内容も同じですので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく申請でございます。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」です。
お手元の資料で、21番から25番、26番まで申請が上がっております。全て農地の中間管理事業を使いまして、宮崎県農業振興公社が土地の所有者から借り受けるものです。全て20年以上契約をし、全て畑で22筆の9,487㎡を、一旦集約を行うものです。こちらについては、この後の報告で法人がこの土地を農業振興公社から借りまして、果樹の栽培をするということで計画をされているものです。契約自体は20年間でいきます。賃借の設定です。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請です。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第33号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 議案第33号「農地法第18条の規定による許可申請について」です。 資料の23ページをご覧ください。 受付番号の15番。貸人が宮崎県農業振興公社で、申請地が日向市大字富高、地目が田、地積が1,011㎡です。借人が貸人から農地を借りておりましたが、今回、耕作者を変更するという事で双方相談したところ合意に至りましたので、今回、農地法18条の許可申請となりました。成立日が令和3年4月20日。解約日が令和3年4月20日。土地の引渡し日が令和3年5月31日でございます。 農地法第18条の規定による申請でございます。 皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。 ほかにないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第34号「非農地証明願いについて」であります。 それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 議案第34号「非農地証明願いについて」説明いたします。 受付番号の10番。申請地が日向市大字幸脇で地目が田、現況は原野になっておりました。登記面積は201㎡。そして外3筆で、田の合計が4筆の1,628㎡です。申請人は5名です。内訳は26ページにそれぞれの持分の所有者を記載しております。こちらにつきましては、先日、5月27日の木曜日に担当委員と担当者、県の方と一緒に現地調査に行ってまいりました。現地は既に10年以上耕作放棄され、今後農地として利用できないような農地でございます。つきましては、非農地証明書を出すことについてもやむなしと思っております。 続きまして、11番。申請地が日向市大字幸脇で、地目が田、現況地目が原野となっております。登記面積が161㎡です。証明内容は、先ほどと同じように10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。こちらも27日に現地調査を行いました。現地は、担当に聞いたところかなり荒れておまして、今後、農地として耕作することはかなり困難な状態であったと聞いております。 以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>

記 録

- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号10及び番号11担当の10番委員から補足があれば推進の意見もつけて説明をお願いします。
- 10番委員 10番委員です。
27日に、先ほど事務局が申しましたように現地調査を行いました。推進委員、それから事務局と3者で現地調査をしたわけですが、十数年ももう経過していて、竹も密集して、再利用というのは困難な状況の農地でした。そういうことで、推進委員も、問題ないということで、私も現地を見たところ全く問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第35号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第35号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」。
お手元の資料の29ページからをご覧ください。
30ページに詳細な土地の地番、計画等が載っています。1件目が法人によるブロイラーの鶏舎の建設に伴う農用区域へ編入です。2番は申請地が日向市大字富高でドッグランをつくりたいということで、農振の除外の申出がっております。詳細な説明については、本日、担当が来ておりますので説明をしていただきます。
- 議長 それでは、事務局の説明に担当部署から担当者が来ておりますので、補足説明をお願いします。
- 農業畜産課 農業畜産課です。
私から、2つの案件について説明をいたします。
まず、案件1、編入案件につきまして。申請地はもともと採石の砂利置場だったところ。こちらに、33ページの配置図のとおり、鶏舎が既に5棟建っております。令和2年度の畜産クラスター事業で建設された鶏舎になります。国庫事業等で建設された農業用施設については、農業振興地域の農振農用地に編入をすることということとなっておりますので、今回、編入をするものであります。事業計画者からの編入の申出もっております。
続きまして、資料34ページ、お開きください。
次は除外案件ですが、場所につきましては、富高の広域農道と高速道路の間に当たる場所になります。
35ページ、お開きください。

農業畜産課	<p>土地利用計画図は35ページのとおりですが、この農地をドッグラン施設として転用を考慮されるということでもあります。農地の南側のドッグランの部分については張り芝をすると。北側については、その管理棟と駐車場スペースとして透水性舗装をされるということになっております。</p> <p>このドッグランの除外につきましては、申請地は日向市大字富高の5筆になります。全て畑で、合計面積は31ページに書いてありますが、1,883㎡ということになります。</p> <p>農業畜産課としては、いずれの計画も妥当なものであるとして考えておりますが、農業委員会としての意見を求めるものであります。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1担当の14番委員及び25番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番委員です。</p> <p>26日の現地調査日には、ちょっと諸事情で私は参加しておりませんので、25番委員の意見に委任いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
25番委員	<p>25番委員です。</p> <p>26日の日に、会長、農地部会長と私と事務局で現地確認に行きました。もう既に鶏舎内には鶏が入っておりました。そして、送風口から羽毛等が出ておりました。意見としては、裏に登山口とか林道がありますので、飛ばないように道路あたりに堆積しないネットを張っていただきたいという意見が出ました。その後に、そういうことを、公害防止協定が結んであるはずだということと言ったんですけども、その後、解散した後に私が地元の区長に連絡しましたところ、それはどういうことかと。まだ公害防止協定云々結ばれてない。そして、汚水はためますを作ってバキュームで持って出るという意見だったそうですが、それも、その見学も、工場ができれば見てもらうという約束だったらいいです。</p> <p>ということで、この案件について、ちょっと保留していただいて、この公害防止協定等々が結ばれた後に再度審議をお願いしたいと、そういうふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ、1番、2番ありますけれども、1番から先に。2番先にやりますか。</p> <p>それでは、今、推進委員から1番の案件につきましては保留にという意見が出ましたので、まず2番を先に審議しまして、あとまた1番に戻りたいと思います。</p> <p>それでは、次に番号2担当の7番委員及び9番委員から補足があれば推進の意見もつけて説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員です。</p> <p>先日、現地確認に行きました。該当地は、もう実際の農作物は作っておらず、ちょうどゴルフ場の入り口ということもありまして、このドッグラン施設をつくっても何ら問題はないということです。推進委員も同じ意見でしたので、問題ないというふうに思います。</p>

議長 ありがとうございます。
 それでは、この番号2につきましては、ただいま説明のありました案件につきまして、先に皆さんの意見等をお伺いしたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
 ないようですので、2番につきましては、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、2番につきましては原案のとおりとします。
 それでは、1番に戻ります。
 番号1担当の25番委員から保留にすべきじゃないかという意見が出ましたが、皆さん、ほかにご意見等はございませんでしょうか。
 はい、どうぞ。

6番委員 6番委員です。
 この施設を建設前から、町内ではすごい話になっておりました。公害、しかも耳川の流域にあるということで、しかももう本当近接していますよね。その下には取水口もあります。そういう関係で、しっかり公害対策をやらない以上は、ちょっと受け入れられないという声は、町内でもすごい意見が出ておりましたので、25番委員の発言どおり、一旦保留して、しっかりそのあたりの確認をとって審議をするべきだと思います。

議長 ありがとうございます。
 ほかにございませんでしょうか。
 はい、どうぞ。事務局。

農業畜産課 すいません。よろしいでしょうか。

議長 はい。

農業畜産課 今、ご意見のありました、1つは羽毛が舞っているような状況が見受けられたといったところに関しましては、その26日に現地調査した後、すぐに、畜産担当から法人に是正指導を行っております。それと、公害防止協定については、ちょっと結んでいないという情報がありましたが、ちょっとそちらについては、担当から説明をさせます。

農業畜産課 農業畜産課の畜産担当です。
 協定書のことについて、補足で説明させていただきます。
 事業活用をするに当たり、協定書については、最初区長に相談して、区長からの指示により各班で協定書を結んでくれという話から、3班とそれぞれ協定書を交わしておるようです。なので、一応協定書については交わしておるということで確認させていただいております。

議長 これ、地元区全班ということ。3班というのは。

農業畜産課 地元区の中の3班と結ばせていただいております。

記 録

農業畜産課 地元の区とは、その後、その3班と協定書を結んだことを確認した上で、区長とも覚書ということで交わらせていただいているようです。

議長 ただいま事務局から説明がありましたように、覚書という形で取付けを行っているということだそうです。

議長 それでは、一旦休憩します。

(休 憩)

議長 それでは、再開します。

農業畜産課 番号1の案件につきましては、今回は保留ということでしたと思いますので、よろしくお願いします。

議長 じゃ、これでよろしいですね。

農業畜産課 はい、結構です。

議長 ありがとうございます。
それでは、以上もちまして、議案の審議を全て終了いたします。
続きまして、報告第24号から第26号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
まず、報告第24号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では33ページです。
届出の件数は11件。土地は田1筆、畑12筆で、面積は2,985㎡であります。転用目的につきましては、住宅用地、取付け道路でございます。
次に、報告第25号「農地中間管理事業に伴う配分計画」でございます。議案書では42ページです。
これは、市農業畜産課から提供された情報でございます。
2件、22筆、面積が9,487㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第25号別紙をご覧ください。
次に、報告第26号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。
3月の定例総会にて可決した4条申請1件が4月14日に、5条申請2件のうち、受付番号4が4月20日、受付番号5が4月14日に許可をされております。
以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
意見、質問もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了いたしますとともに、議長の任を解かせていただきます。
本日は、ご協力ありがとうございました。